

石川県公報

令和3年3月25日(木曜日)

号 外

(第15号)

目 次

規 則	
○石川県の特色ある農林水産物を創り育てるブランド化の推進に関する条例施行規則 (生産流通課)	1
○石川県が管理する港湾の臨港地区内の分区における構造物の規制に関する条例施行規則 (港湾課)	4

規 則

石川県の特色ある農林水産物を創り育てるブランド化の推進に関する条例施行規則をここに公布する。

令和三年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第十一号

石川県の特色ある農林水産物を創り育てるブランド化の推進に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、石川県の特色ある農林水産物を創り育てるブランド化の推進に関する条例(令和二年石川県条例第二十二号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(通常利用権の設定)

第二条 県は、条例第七条第二項の通常利用権について、県内の生産者に限って利用させるよう設定するものとする。

2 条例第七条第二項のブランド品目について、条例第六条第一号に規定する県産農林水産物の認定が行われた場合は、前項の生産者は、条例第六条第二号に規定する生産者の認定を受けた者に限るものとする。

3 県は、条例第七条第二項の規定により設定する通常利用権の内容として、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該生産者から第三者への栽培技術の内容の開示及び譲渡の制限に関すること。

二 当該生産者から第三者への種苗の譲渡の制限に関すること。

三 別表に定める品目の区分に応じ、同表に定める保管及び栽培の方法並びに取扱いの内容を旨とする当該生産者が行う種苗の管理の方法に関すること。

四 種苗の利用状況の記録、報告及び県による調査に関すること。

五 県が有する育成者権の侵害又は侵害のおそれのある行為があった場合に、県又は当該生産者が講ずる措置に関すること。

(通常利用権の設定等の手続)

第三条 条例第七条第二項の規定により通常利用権の設定を受けようとする者は、別記様式による申請書を知事に提出しなければならない。

2 県は、前項の規定による提出があった場合は、別に定める基準により当該申請書の内容を審査し、通常利用権を設定することができる。

3 県は、前条第三項に掲げる事項のほか、通常利用権の内容として、その得喪、移転又は変更に係る事項を定めた場合は、その内容に従い、通常利用権の設定の手続を行うものとする。

(雑則)

第四条 この規則に定めるもののほか、ブランド化の推進について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

別表(第2条関係)

品 目 名	苗木等の保管の方法	栽培の方法	栽培に伴い発生する枝等の取扱い
ルビーロマン	施錠できる保管倉庫において苗木を保管	施錠できる栽培施設において栽培	剪定した枝を、粉碎・焼却等により処分
加賀しずく	施錠できる保管倉庫において苗木を保管	施錠できる栽培施設において栽培	剪定した枝を、粉碎・焼却等により処分
百万石乃白	施錠できる保管倉庫において種子を保管		収穫した米穀を、籾殻を除去して保管
ひやくまん穀	施錠できる保管倉庫において種子を保管		収穫した米穀を、籾殻を除去して保管
エアリーフローラ	施錠できる保管倉庫において球根を保管	施錠できる栽培施設において栽培	収穫した球根を県に返還
秋星	施錠できる保管倉庫において苗木を保管	施錠できる栽培施設において栽培	剪定した枝を、粉碎・焼却等により処分
ゆめみづほ	施錠できる保管倉庫において種子を保管		収穫した米穀を、籾殻を除去して保管
石川門	施錠できる保管倉庫において種子を保管		収穫した米穀を、籾殻を除去して保管

備考 県が育成する「品目名」欄に定める品目に属する登録品種については、この表を適用する。

別記様式 (第 3 条関係)

登録品種に係る通常利用権許諾申請書

年 月 日

石川県知事 様

申 請 者
(郵便番号)
住 所
(電話番号)

氏 名

種苗法第26条第 1 項に基づく通常利用権の許諾を得たいので、石川県の特色ある農林水産物を創り育てるブランド化の推進に関する条例施行規則第 3 条第 1 項の規定により下記のとおり申請します。

記

- 1 品種登録の番号 第 号
品種の属する農林水産植物の種類
品種の名称 ()
- 2 育成者権の存続期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 許諾に係る行為の内容・条件 ((1)、(2)のいずれかを選択し、□に☑を記入)
- (1) 種苗の増殖を行う場合
1 の登録品種の種苗 (原々種及び原種を含む。) の生産 (申請者が委託して行う生産を含む。) 並びに譲渡及びその旨の申出の行為とする。
- (2) 種苗を用いた収穫物の生産を行う場合
1 の登録品種の種苗を用いることによる次の収穫物の生産並びに譲渡及びその旨の申出の行為とする。
- ア 果樹の場合、果実
 イ 米の場合、子実
 ウ 花きの場合、切り花
 エ その他 ()
- ((2)を選択した場合、ア～エのいずれかの□に☑を記入)
- 4 許諾の期間
県が定めるとおり
- 5 実施料
県が定めるとおり
- 6 添付書類
その他必要な書類

石川県が管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例施行規則をここに公布する。
令和三年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第十二号

石川県が管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、石川県が管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例(令和三年石川県条例第十八号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請書)

第二条 条例第三条ただし書、条例別表第一第十号、条例別表第二第五号、条例別表第三第十一号及び条例別表第四第七号の許可を受けようとする者は、別記様式による申請書に、次に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 付近見取図、配置図、各階平面図、床面積求積図並びに二面以上の立面図及び断面図
 - 二 その他審査の参考となる図書
- 2 前項の規定により知事に提出する書類は、当該申請に係る構築物の所在地を管轄する港湾事務所又は土木総合事務所若しくは土木事務所の長を経由して提出しなければならない。

(規則で定める構築物の規模の範囲)

第三条 条例別表第一第十号及び条例別表第二第五号の規則で定める規模の範囲は、条例別表第一第十号に掲げる店舗若しくは飲食店又は条例別表第二第五号に掲げる店舗の用途に供する部分の延べ床面積の合計(改築又は用途変更の場合にあつては、改築又は用途変更後の延べ床面積の合計)が二百五十平方メートル以下のものとする。

(委任)

第四条 この規則に定めるもののほか、規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

別記様式 (第 2 条、別表関係)

建設
臨港地区内の分区における構築物 改築 許可申請書
用途変更

年 月 日

石川県知事 様

住所 法人にあつては、その
主たる事務所の所在地

申請者

氏名 法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名

次のとおり、石川県が管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例 第 3 条ただし書
別表

建設
の規定により臨港地区内の分区における構築物 改築 の許可を受けたいので、申請します。
用途変更

港 湾 の 名 称	
分 区 名	
地 名 地 番	
主 要 用 途	
延 べ 面 積	平方メートル
工事着手予定年月日	年 月 日
工事完了予定年月日	年 月 日
構築物の建設、改築 又は用途変更の理由	

添付図書類

- (1) 付近見取図
- (2) 配置図
- (3) 各階平面図
- (4) 床面積求積図
- (5) 2 面以上の立面図
- (6) 2 面以上の断面図
- (7) その他審査の参考となる図書

